

千葉県病院局規程第6号

千葉県病院局の会計年度任用職員の給料の基準に関する規程（令和2年千葉県病院局規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月14日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

別表級別基準表ウ病院局会計年度任用職員医療職給料表（2）級別基準表中

「

臨床検査技師	15年	1級	13号給	67号給
診療放射線技師				
視能訓練士				
言語聴覚士				
救急救命士				

を

「

臨床検査技師	15年	1級	13号給	67号給
臨床工学技士				
診療放射線技師				
視能訓練士				
言語聴覚士				
救急救命士				

に改める。

附 則

この規程は、令和5年6月14日から施行する。